

(3) 授業料減免の概要(種類・要件・手続)・実績

授業料の減免は、年度を2期に分け、各期ごとに授業料の納期月の終わりまでに受理した減免の申請について選考します。

減免の種類は、原則として各期授業料の全額免除及び半額免除の2種類です。

減免の対象者は、成績が優秀で、かつ、授業料の支払いが困難と認められる学生です。

成績が優秀である学生とは、履修状況から判断して修業年限内に卒業に必要な単位を修得することが可能と判断される者のことです。

授業料の支払いが困難な場合とは、(1)生活保護を受ける対象となる所得要件に相当する額の2倍以下の収入額の場合、(2)家族が風水害等の災害や、学費負担者の死亡、長期療養、失業、事業の倒産等予期せぬ事由で授業料の納付が著しく困難になった場合が該当します。

減免申請には、所定の申請書、住民票、所得課税証明書等が必要となります。このほか、授業料の分納や徴収猶予の制度もあります。

■ 授業料減免件数推移

(件、円)

		申請件数	全額減免	半額減免	却下	減免金額
2011年度	前期	36	11	21	4	3,292,500
	後期	52	17	33	2	5,152,500
2012年度	前期	22	10	7	5	1,912,500
	後期	43	21	19	3	4,507,500
2013年度	前期	24	12	10	2	2,595,000
	後期	46	20	21	5	5,107,500
2014年度	前期	25	11	12	2	3,015,000
	後期	48	13	31	4	4,837,500
2015年度	前期	27	7	16	4	2,565,000
	後期	51	21	20	10	5,205,000
2016年度	前期	28	13	13	2	3,382,500
	後期	38	17	18	3	4,650,000
2017年度	前期	12	6	5	1	1,657,500
	後期	29	15	9	5	3,682,500